

動力伝導機構を起因物とするはさまれ巻き込まれの死亡災害発生事例（1999-2020年）

発生年	発生日	時間	死傷災害発生事例	小業種コード	労働者規模
1999	6	5 ～ 6	半導体原料を加熱混合攪拌する装置の回転軸に、作業衣の背部が巻き込まれたため、作業衣で首を締め付けられ窒息した。	10901	1000 ～ 9999
2000	11	9 ～ 10	ティッシュ製造機に紙粉除去装置を設置するため、機械の背部に入って作業中に回転中の主軸駆動シャフトに衣服が巻き込まれて身体が切断された。	10609	1～9
2000	3	8 ～ 9	圧延工場で圧延機の調整作業を行っていたときに、圧延機のローラーを回転させるため圧延機横に設置された伝導回転軸(上下)に足から全身を巻き込まれた。	11001	100 ～ 299
2000	3	22 ～ 23	建設廃材等の焼却施設で、投入ホッパー及び焼却炉の運転担当者投入ホッパーのチェーン sprocket に挟まれた。	150102	1～9
2000	9	11 ～ 12	カレイ・キス漁で、網巻き取り作業のため船尾から船首に移動中に回転していたドラムに巻き込まれた。	70201	1～9
2000	8	20 ～ 21	コーティング工場において、コーター(ローラーを用いて連続的にコーティングを行う機械)を用いてコイル材の塗装作業後の検査中に、アルミ材に異常な付着物が認められたためコーターの状況を点検しているときにコーターに巻き込まれた。	11101	1000 ～ 9999
2000	2	0 ～ 1	飼料製造工場において、大麦を搬送するスクリーコンベアー付近が汚れているのに気づいて清掃のため近づいたときに、動力伝達用のシャフトの接合部に着衣の一部が巻き込まれて全身を振られた。	11709	10～ 29

2000	3	11 ～ 12	製粉工場で家畜の飼料となる「ふすま」の梱包作業を開始するため、ふすまタンクの下部に設けられたスクリーコンベアの動力機構の確認作業等を行っていたときにスクリーコンベアに動力を伝達させるシャフトに設けられたクラッチ部に作業服を巻き込まれた。	10109	10～ 29
2000	11	16 ～ 17	ゆず貯蔵タンク(深さ約1m)の内部に上半身を入れて、タンクを清掃中に、着用していたエプロンの背部が攪拌棒の上部から約1.5cm突出したネジ部からまり、エプロンで首を締められた。	10106	1～9
2001	1	16 ～ 17	製紙原料を攪拌するポーター(水槽)のスクリーを回転させるピット内の補修作業を行い、その状況を確認するためにスクリーを回転させたときに回転軸に巻き込まれた。	10601	30～ 49
2001	9	19 ～ 20	住宅の屋根用防水シートを製造するラインで、むき出しになっている歯車(製造ラインに組み込まれている鋼製のドラムを回転させるためのもの)に巻き込まれた。	10804	1～9
2002	5	10 ～ 11	プラ窓輪転機(窓付き封筒のロウ付け及び印刷をする機械)用のコンプレッサーが故障したため、プラ窓輪転機に背を向けコンプレッサーを修理しているときに、着ていたジャンパーの背中のすそが輪転機のシャフトに巻き込まれた。	10602	50～ 99
2002	12	22 ～ 23	資材置場で、車両積載型クレーンのサイドブレーキのワイヤーを調整してクレーンを動かしたとき、エンジンから動力を伝えるプロペラシャフトのネジ部に作業服を巻き込まれた。	30106	1～9
2002	12	15 ～ 16	粉碎加工した製品が製品タンク内に詰まったため、木槌でタンク側面を叩いて落としているときに、タンク下部のロータリーバルブの露出したシャフト(直径3.6cm、20r.p.m)に衣服を巻き込まれた。	10909	10～ 29
2003	2	10 ～ 11	アスファルト製造工程において、振動スクリーンのシャフト部に服(ジャケット)が巻き込まれた。	10804	1～9
		11	リサイクルプラントにおいて、残木粉碎機の刃を交換する作業を行っている		

2003	6	～ 12	ときに、点検のため油圧エンジンで持ち上げていた蓋（直径3m、重さ3t）が落下してきてはさまれた。	30309	1～9
2003	11	8 ～ 9	工場において、コンベヤエンドの通路に突出した回転軸部分に雪養生のため覆ってあったブルーシートとともに右腕を巻きこまれて引きちぎられた。	10909	10～ 29
2003	11	8 ～ 9	稼動中の岩石破碎機を停止させるため破碎機脇の手動配電箱に近づこうとしたときに、別置のモーターから破碎機のプーリーに動力を伝達するベルトに身体を巻き込まれた。	10909	10～ 29
2004	5	17 ～ 18	ニッケルメッキラインのラインシャフトに巻き込まれた。	11101	100 ～ 299
2004	9	11 ～ 12	砂利等製造プラントの清掃（機械設備にたまった砂利等の粉じんを除去するもの）作業中、動力伝導用ベルトとプーリーとの間に誤って巻き込まれた。	10909	1～9
2004	4	13 ～ 14	浴衣の生地の水洗を行う機械（ソーパー）を操作していた被災者が、生地の送りロール上のしわを伸ばそうとしたところ、機械のローラー駆動の動力伝達のためのシャフトの繋ぎ部分のフランジに作業服を巻き込まれて、当該シャフトと水槽等に挟まれた。	10204	1～9
2006	1	14 ～ 15	同僚社員が休憩に顔を出さない被災者を探したところ、階上に設けられた、製品サイロへ投入するための搬送機の駆動モーターのチェーンとスプロケットに上着が挟まれている被災者が発見された。	10909	1～9
2006	2	14 ～ 15	被災者は製造を終えた麺帯復合機（麺を製造する為、小麦粉等を水で練ったものを帯状にする機械）の清掃を行うため、圧縮空気が噴き出すノズルを持ち、当該機械を稼動させたまま、作業台と当該機械の間から機械の下部へ潜り込んだところ、麺の材料をロールに押込む板を上下に稼動させるための動力をモーターから伝える金属製のシャフトの水平に往復運動している部分の先端と機械の脚部の金属フレームの間にはさまれた。	10109	10～ 29

2006	5	23 ～ 24	鋼板塗装の自動ラインの定期改修作業の終了後、同ラインの作動状況を点検する作業を行っていたとき、被災者は1名で3階部にあるローラーのベアリングにグリスを注油する作業を行うため同箇所に向かったが、その後同ラインの異常を知らせる警報が作動し、同箇所では被災者がローラーを駆動するシャフト2本に挟まれた状態で発見された。	11009	～ 299
2006	10	11 ～ 12	立体駐車場定期点検作業を1名が地上で操作を行い2名が最上部で油類の塗布作業を行っていた。地上でゴンドラ式パレット（駐車スペース）を一つ毎に間歇運転を行いながら、最上部のモーター、減速機等がある給油箇所では油類の塗布を行っていた。1スパン終了後、最上部にいた被災者は、減速機の上に乗りながら作業を行おうとしたがパレット移動時にパレットと接触し転落、パレットとガイドレールの間に挟まれた。	11702	10～ 29
2007	3	14 ～ 15	農業用トラクターのシャフトを介してバキュームタンク付属のポンプを動かす、家畜し尿を同タンク内に引き込む作業を単独で行っていたところ、トラクターと同タンクのポンプに接続していた回転シャフト（地上から高さ50cmの位置）にジャンパーが巻き込まれた。	70101	10～ 29
2007	1	13 ～ 14	ベルトコンベヤー駆動部の点検歩廊補修工事現場において、被災者は下部仮設足場付近で歩廊部の片付け等の作業を行っていたところ、ベルトとプーリーの間にはさまれた。	30309	30～ 49
2007	2	14 ～ 15	澱粉を製造するための「ふるい機」にある回転軸に着衣が巻き込まれた。	10103	1～9
2008	1	9 ～ 10	被災者は、単独でリングバーカーに付属したスラッシャー（コンベヤー）への原木投入作業をトビで行っていた。作業中に床の端から85cm下へ足を踏み外し、スラッシャー横に設置されたモーターより動力を伝えている回転軸に巻き込まれたかもししくは、85cmの段差をモーター部を踏み台として、昇降しようとした時に足を踏み外し、回転軸に巻き込まれた。	10401	1～9
			工場地下にある帯のこのおが屑を運搬するベルトコンベヤーの運転ベルトの補修作業において、運搬ベルトの補修作業の終了後、運搬ベルトを再起動さ		

2008	12	13 ～ 14	<p>せるために回転軸の動力を運搬ベルトに伝達させるプーリーに布ベルトの取り付け作業を行っていたところ、回転軸のジョイント部の突起部分に着用していたオーバーのフードが引っかかり、回転軸の回転とともに被災者の体が巻き込まれて搬送先の病院で死亡した。</p>	10401	10～ 29
2008	1	14 ～ 15	<p>コンクリートガラ（塊）を粉碎機で砕いたものを、同僚と2名でふるい分ける機械（スクリーン）の側上で、径の大きなコンクリートのガラを鉄筋の棒を使用して取り除く作業を行っていたところ、機械の上にある動力伝達用の回転軸に巻き込まれた。</p>	10909	1～9
2008	10	16 ～ 17	<p>道路の消雪用井戸の掘削工事現場において、削井機の前動機からベルト・プーリーを介して動力を伝達する箇所で、4本掛けのゴム製ベルトのうち1本が外れたため、被災者がベルトをプーリーに掛け直し、前動機を再起動して様子を見ていたところをプーリー（Φ46cm）と同覆いの隙間（2.8cm）に巻き込まれて死亡した。</p>	30199	30～ 49
2008	12	11 ～ 12	<p>鋼材のコイルの巻きグセを直すレベラー機械の裏側に配置されたシャフト周辺のグリス油を拭き取る作業を行っていたところ、機械を停止させていなかったため、シャフトに巻き込まれた。シャフトは、上3本・下4本で構成されており各隙間は3.5cm、シャフト周囲には、安全のための囲いや覆いがなかった。</p>	11209	30～ 49
2008	11	11 ～ 12	<p>産業廃棄物選別コンベヤーにおいて、廃棄物の選別作業に従事していた被災者が、コンベヤー下部のベルトの回転軸に衣服を巻き込まれ死亡した。</p>	150102	10～ 29
2008	4	2 ～ 3	<p>被災者は、同僚作業員2名と共に、3箇所に別れて水門の月例定期点検作業を行った。点検作業終了後、水門を開閉（上下動作）するための歯車付近で歯車に巻き込まれて死亡しているところを発見された。</p>	170209	1～9
2008	2	23 ～	<p>貨物自動車（セルフローダー）からタイヤローラーを降ろす作業において、タイヤローラーを降ろした後、タイヤローラーを緊結していたワイヤロープをウインチで巻いたところ、巻きすぎたためワイヤロープが切断した。その</p>	40302	1～9

		24	際、切断したワイヤロープの端が油圧装置に動力を供給するシャフトに巻き込まれたため、被災者が貨物自動車の下部に入り、巻き込まれたワイヤロープを外そうとしたところ、動力シャフトに巻き込まれて死亡した。		
2009	1	13 ～ 14	スキー場終点駅舎において、リフト滑車等の日常点検のため点検台上がり移動中、点検歩道から約1.4mの位置にあるリフトを動かすプロペラシャフトの下を潜り抜けようとしたところ、当該シャフトの突起物であるグリース注入口（突起高さ約1.2cm）に衣服（防寒着のフード又は襟）が巻き込まれ、身体は当該シャフトを軸に数回、回転し被災した。	140309	300 ～
2009	2	11 ～ 12	鋼製パイプに帯鋼を螺旋状に巻き付け、溶接したフィンチューブを製作するため、工場内において被災者が一人で作業を行っていたところ、装置に巻き込まれた。	11209	30～ 49
2009	3	13 ～ 14	機関室において、船尾管のボーリング作業中、被災者はボーリングバー（ボーリング用の回転軸）の回転を停止させるため、操作スイッチボックス設置箇所まで移動していた。被災者がボーリングバー横（隙間約50cm）を通り抜けようとしたとき、ボーリングバー装着用のチェーンブロックのハンドチェーンが被災者とボーリングバーに巻き付き、被災者はハンドチェーンで締め付けられて死亡した。	11501	300 ～
2010	1	4 ～ 5	ティッシュペーパー製造工程において、プライマシーン（巾4mのロール紙2本を重ね合わせて、巾197mmに切断し巻き取る機械）が停止していることに気づいた同僚が、プライマシーンの運転を担当していた被災者を捜索したところ、機械下部のローラーとベルトに左手から巻き込まれている被災者を発見した。機械を停止しないまま、紙の除去作業を行ったとみられる。	10602	300 ～
2011	4	14 ～ 15	被災者は鶏舎で鶏糞処理を行っていたところ、上着が集卵機と集卵機の間にある、集卵機の動力伝達シャフトに引っかかり、そのまま巻き込まれ、上着が首を締め付けるように圧迫し、死亡した。	70101	10～ 29
2011	2	6 ～	機関長が、フェリー（総トン数：120トン）の運航準備中に、機関室にあるエンジンの横のシャフトのカップリングに、被災者である船長が着ていた防寒着のフードが巻き込まれた状態で発見した。船長を病院に搬送して治療	40102	10～

		7	をしていたが、死亡した。なお、事業場によると、被災者の船長は一人商店で、労働者ではないとの答弁をしており、労働者性も含めての調査となる。		29
2012	1	7 ～ 8	プラスチック再生工場において、使用済ペットボトルを破砕する作業に従事していたが、金属探知コンベヤーにペットボトルを投入する作業中、コンベヤーのプーリー部分に挟まっていたペットボトルを取り除こうとして、機械の運転を停止せずに右手を入れたところ、コンベヤーのベルトとプーリー間に右肩付近まで巻き込まれた。	10805	10～ 29
2013	5	9 ～ 10	被災者は、農場の鶏舎3階において、集卵機のエレベーターチェーンの張り具合を修理している際、回転中のシャフトに着ていた衣服が巻きつき、体がシャフトに締め付けられ圧迫され窒息した。	70101	30～ 49
2013	11	15 ～ 16	工場内で、被災者は、原料のナイロンパイルから一定のナイロンパイルをふるい分けをする選別機を使用して選別作業を行っていたところ、選別機の回転軸に着用していたヤッケが巻き込まれ、宙吊りになった状態で同僚に発見された。目撃者はいないが、選別機の回転軸に近接したダクトを抜く作業を行っていたと推測される。	10209	30～ 49
2013	3	7 ～ 8	新造したカーフェリーの試運転中、被災者はスクリーシャフトの横に設置してあるCPP装置（可変ピッチプロペラ）を確認するため、通路の床を開け当該シャフトのカップリング上に乗り角度を確認中、コントロールルームで減速機を稼働させたため、シャフトが回転し、船体とシャフトとの間にはさまれた。	11102	100 ～ 299
2013	11	8 ～ 9	製材工場において、被災者は製材管理業務に従事していた。チッパーに廃材を搬入するコンベヤーのプーリー部分に、機械の運転を停止せずに右手を入れたところ、コンベヤーのベルトとプーリー間に右腕を巻き込まれた（右腕を入れた理由については不明であるが、廃材を取り除こうとしたと推測される）。	10401	10～ 29
		12	紙の巻取機で巻きズレが発生したため、ロール状に巻き取られた紙の側面を、作業員2人が紙管を治具として押さえていたところ、紙を巻き取る中心		100

2014	1	～ 13	にある鋼製軸の部分に被災者の左腕が巻き込まれた。尚、巻取機は、紙が巻き取られて寸法が大きくなるに従い鋼製軸がレール上を可動する構造であるが、被災者は当該鋼製軸及び周辺部（軸受けローラー、レール）に左肩まで巻き込まれた。	10609	～ 299
2014	3	6 ～ 7	被災者は、ワイヤーの撚り機の先端部にて、ワイヤーロープの芯線を交換する作業を行っていた。災害発生状況を現認した者はいないが、手を撚り機の先端部の回転軸に巻き込まれているところを発見された。この撚り機には通常は覆いが設けられているが、当該作業時にはこの覆いは開けられていた。	11209	100 ～ 299
2015	10	9 ～ 10	薄板コイル研磨ラインにおいて、薄板を研磨するバフの回転軸に左腕が巻き込まれている被災者が発見された。	11209	50～ 99
2016	12	15 ～ 16	無電解自動メッキ装置のニッケル槽の液交換作業が終了し、槽内洗浄で使用した水を排水するため、ドレン配管コックが設置されたニッケル槽裏側メンテナンス通路に移動し、作業床（グレーチング）より下方に設置されたドレン配管コックを操作していた被災者の作業服袖が、隣接する回転軸（揺動装置シャフト）に巻き込まれ、身体が絞め付けられることにより、窒息死亡した。	11204	100 ～ 299
2016	4	16 ～ 17	コンクリートガラ圧碎機の調整のため、被災者がボルト締めを行いながら、別の者が別室で当該機械のスイッチを入れたところ、被災者の近くにあった当該機械の原動機のプーリーに巻き込まれた。	170101	1～9
2016	3	8 ～ 9	被災者は山頂停留場にてリフトの始業点検後、試運転中に機械室2階で高速回転するシャフトに左腕を巻き込まれ、1階に墜落し、全身から出血し倒れているところを同僚に発見され救急搬送された。その後、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。	140309	100 ～ 299
2016	3	8 ～ 9	工場内にある粉碎機（臼に入れた銅の塊を杵で突き、銅粉を造る機械）の動力伝達ベルトがホイールから外れたので、被災者は機械を稼働させたままベルトを付け直した。そして被災者が機械から離れようとした際、服が機械のシャフト（回転軸）にまき込まれて回転し、機械の骨組みに頭部等を複数回	11109	10～ 29

			打ち付けた。救急搬送されるも、同日に死亡が確認された。		
2016	2	11 ～ 12	アイスクリーム硬化用スパイラルコンベヤを駆動させるためのメインチェーンと駆動スプロケットに上半身が挟まれて死亡した。	10101	100 ～ 299
2016	2	16 ～ 17	事業所の工場内において、同会社の労働者が床に落ちたショット玉の回収作業中に、ベルトコンベアの回転軸とベルトの間に右半身を巻き込まれ、死亡した。	11002	30～ 49
2018	12	16 ～ 17	井戸掘削の工事現場で被災者が1人で井戸の掘削作業を行っていたが、夕方になっても被災者が戻って来なかったため、被災者の様子を見に行ったところ、さく井掘削機械のそばに倒れていた被災者が発見された。その後、病院へ搬送されたが、右肩付近で腕を切断しており、出血性ショックにより死亡した。	30199	1～9
2018	12	14 ～ 15	被災者を探していた工場長が、工場内のバーナー室において、乾燥キルン付属の回転するホイールとバーナー発生装置の間に上半身を突っ込んだ状態の被災者を発見したもの。	11709	1～9
2018	12	10 ～ 11	エアガンを用いて鶏舎内で羽毛を除去する清掃作業を行っていた被災者が、集卵エレベーター（以下コンベヤー）とコンベヤーとの間に取り付けられた動力伝達シャフ部分に、衣服、髪などが巻き込まれ意識不明の状態で見送された。その後、被災者は収容先の病院で死亡したもの。	70101	10～ 29
2018	3	10 ～ 11	機械装置の保守点検業務（グリスアップ等）に従事。当該作業を終え、機械装置の周辺を移動していたところ、安全帯（ランヤード：U字吊用）から垂れ下がったロープが、滑車（φ3.6m：1回転／2秒）に絡み、体が引っ張られて滑車と支柱との隙間（20～30cm）を通過。さらに持ち上げられて、滑車上部の保護装置（金網）に激突してから落下。骨盤骨折による出血性ショックにより死亡。	40101	10～ 29
2019	10	8 ～	被災者は、何らかの目的で、汚泥を分離するシックナーという装置（高さ約10m）の上部に設置されている作業床に登ろうとしたところ、当該シックナーの縁を回る原動機のプーリーとチェーンとの間に右大腿部を挟まれ巻込	150102	30～ 49

まれたもの。なお、目撃者はいない。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202207_01.html